



欧州 CSRD/ESRS と企業における サステナビリティ情報開示の動向

Grant Thornton AG(ドイツ)

井上 広志 (いのうえ ひろし)

hiroshi.inoue@de.gt.com

<https://www.grantthornton.de/>

サステナビリティ情報の開示を促し透明性を高めようとする動きが世界的に広がりを見せ、徐々に厳しさを増しています。EUにおいても 2023 年 1 月に企業サステナビリティ報告指令(CSRD)が発効され、7 月には欧州委員会によってその下位に位置づけられる欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の採択がなされました。今後は CSRD の対象となる企業に対して ESRS に基づく報告が順次義務づけられることになります。日本企業であっても適用対象になり得ることから、本誌の読者におかれては、CSR、環境部門の皆さまを中心に高い関心が窺われます。SSbD(Safe and Sustainable by Design)の関連事項として興味をお持ちの方もいらっしゃるかもしれません。今号では EU の動向に詳しいドイツ駐在の井上氏から、CSR、ESRS とはどのようなものであるのかを概観し、要点をまとめていただきました。

はじめに

昨今、各国でサステナビリティ開示の議論が活発化し、開示ルールの法制化が進んでいます。

日本では 2022 年 7 月 1 日に、財務会計基準機構の内部組織としてサステナビリティ基準委員会(SSBJ)が設立されました。SSBJ は日本のサステナビリティ開示基準について、2023 年度中(遅くとも 2024 年 3 月 31 日まで)に公開草案を公表し、2024 年度中(遅くとも 2025 年 3 月 31 日まで)に確定基準を公表するという計画概要を発表しています^{※1}。

一方、EU 議会では 2023 年 1 月 5 日に企業サステナビリティ報告指令(CSRD)が発効し、次いで

2023 年 7 月 31 日に欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の最終化を採択しました。日本企業でも、EU 域内に一定の子会社(及びグループ)がある場合には当該 EU 拠点によるサステナビリティ情報の開示が必要になるほか、要件に合致した場合には日本の親会社を含む連結ベースでの開示を求められることになり、影響は大きいと考えられます。そこで本稿では欧州 CSRD/ESRS の概要についてご紹介します。

なお、本稿の内容は今後の EU 議会や EU 各国の国内法の審議状況によって変更される可能性があり、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを予めお断りします。

※1 サステナビリティ基準委員会 2023 年 3 月 2 日公表資料より

1. CSRD 設定の背景

これまで、EU のサステナビリティ情報の開示ルールは、2014 年に公表された非財務情報報告指令 (NFRD) によって定められていました。NFRD により、EU 域内の従業員 500 人を超える上場企業及び金融機関、保険会社等は、自社の環境保護、社会的責任、従業員の雇用環境、人権の尊重、汚職・贈収賄の防止などに関する情報を、経営報告書 (Management Report) 等の中で開示することが定められていました。

しかし、NFRD は拘束力のないガイドラインであったこともあり、期待レベルを満たす開示を行う企業が多くないと言われていました。そこで、開示ルールを拘束力のあるものにするとともに、対象となる企業を広げ、更には要求されるサステナビリティ情報に外部の限定的保証を付すことを求める新たな規則として、CSRD が定められました。

2. CSRD の対象企業と適用スケジュール

CSRD では、図表 1 のタイムスケジュールで各企業にサステナビリティ情報の開示を求めることとしています。

このうち、日本企業に特に影響が大きいと考えられるのが、2025 年度と 2028 年度の適用タイミングでしょう。まず、EU 域内に大企業がある場合、2025 年度 (2025 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度) から CSRD に従ったサステナビリティ情報を開示する必要があります (図表 1-①)。また、EU 域内企業が子会社を有しており連結ベースで当該閾値を超える場合、連結ベースでのサステナビリティ情報の開示が求められます。

次に、親会社が日本など EU 域外に所在する企業グループであっても、EU 域内で 2 会計期間連続して 150 百万ユーロ超の売上高があり、かつ EU 内に一定要件を満たす子会社又は支店がある場合、2028 年度から連結サステナビリティ情報を開示する必要があります (図表 1-②)。

図表 1 CSRD の対象企業と適用スケジュール

会計年度(開示年度)	対象企業
2024 年度(2025 年)	NFRD 対象企業 ^{*2}
2025 年度(2026 年)	NFRD 対象企業以外の大企業又はグループ ^{*3} (①)
2026 年度(2027 年)	EU 域内上場の中小企業又はグループ ^{*4} 、小規模かつ複雑でない信用機関、保険機関など
2028 年度(2029 年)	EU 域内での売上高 150 百万ユーロ超で、EU 内に一定の子会社又は支店 ^{*5} を有する第三国企業(②)

出所: 欧州委員会 2022 年 11 月 28 日公表資料より筆者作成

※ 2 大企業(下記注 3 の定義を満たす企業、ただし従業員は 500 名以上)かつ公益企業(EU 上場企業、銀行、保険会社等)

※ 3 ①総資産 2,000 万ユーロ、②売上高 4,000 万ユーロ、③年間平均従業員数 250 名の 3 つの基準のうち少なくとも 2 つを超える企業又は企業グループ(注: EU 議会は 2023 年 10 月 17 日、基準値を①総資産 2,500 万ユーロ、②売上高 5,000 万ユーロにそれぞれ引き上げる法案を採択した)

※ 4 極小企業(①総資産 35 万ユーロ、②売上高 70 万ユーロ、③年間平均従業員数 10 名の 3 つの基準のうち 2 つを超えない企業)を除く(注: EU 議会は 2023 年 10 月 17 日、基準値を①総資産 45 万ユーロ、②売上高 90 万ユーロにそれぞれ引き上げる法案を採択した)。また、中小企業は、サステナビリティ情報を開示しない理由を記載することで、CSRD の導入を 2 年間遅らせること(オプトアウト)が認められている。

※ 5 以下 3 つのうち、いずれかの要件を満たす場合。
 ・ EU 子会社が EU 内で上場している(※ 4 の極小企業を除く)
 ・ EU 子会社が注 3 の大企業に該当
 ・ EU 支店の前会計年度売上高が 4,000 万ユーロを超える

この場合、原則としてEUのみでなく、連結グループのすべての子会社を含めてサステナビリティ情報を作成する必要があるため、世界的に展開する企業グループの場合、影響は非常に大きく、対応には相応の時間が必要になると考えられます。

なお、EU第三国企業に適用される具体的な開示基準は、2024年6月30日までに欧州委員会が委任法を通じて採択することとされています。

ティ報告基準(ESRS)です。ESRSはすべての企業に該当する横断的基準と、環境、社会、ガバナンスの3つのテーマに沿ったトピック別基準に大別されます。2023年7月31日、欧州委員会は図表2のESRS基準を含む委任規則案を承認しました。

トピック別基準は、自社のマテリアリティ(重要性)分析により、マテリアルと特定された場合に開示が必要となる基準ですが、仮にマテリアルでないと判断する場合でも、その判断根拠や、企業がマテリアルなサステナビリティ課題をどのように検討しているのか、ガバナンスの状況も含めて記載が求められるため、適用に際しては各基準の十分な理解が欠かせません。

3. CSRDの特徴

3.1 (特徴その1) 広範な開示範囲

CSRDの具体的な開示ルールが、欧州サステナビリティ

図表2 ESRS第1弾の構成

①横断的基準(すべての企業に該当)

基準名	備考
ESRS 1 全般的要求事項	ESRSの構成、基本概念、及びサステナビリティ情報を作成・表示するための一般的な要求事項
ESRS2 全般的開示	サステナビリティの各トピックにまたがってすべての事業体に適用される開示要求事項

②トピック別基準(マテリアルと特定された場合に開示が必要)

区分	基準名 トピック	サブトピック
環境(E)	ESRS E1 気候変動	気候変動への適応、気候変動への緩和、エネルギー
	ESRS E2 汚染	大気汚染、水の汚染、土壌汚染、生物及び食料資源の汚染、懸念物質、高懸念物質、マイクロプラスチック
	ESRS E3 水と海洋資源	水、海洋資源
	ESRS E4 生物多様性と生態系	生物多様性損失の直接的影響、種の状態への影響、生態系の範囲と状態への影響、生態系サービスへの影響と依存
	ESRS E5 資源利用と循環経済	資源の利用を含む資源流入、製品・サービスに関する資源流出、廃棄物
社会(S)	ESRS S1 自社の従業員	労働条件、すべての人に平等な待遇と機会、その他の労働に関する権利
	ESRS S2 バリューチェーンの従業員	労働条件、すべての人に平等な待遇と機会、その他の労働に関する権利
	ESRS S3 影響を受けるコミュニティ	地域社会の経済的・社会的・文化的権利、地域社会の市民的・政治的権利、先住民族の権利
	ESRS S4 消費者とエンドユーザー	消費者及び/またはエンドユーザーに対する情報関連の影響/身の安全/社会的包摂
ガバナンス(G)	ESRS G1 事業活動	企業文化、内部告発者の保護、動物福祉、政治的関与、支払慣行を含むサプライヤーとの関係管理、汚職と贈収賄

出所: 欧州委員会 2023年7月31日公表資料より筆者作成

3.2 (特徴その2) ダブルマテリアリティの採用

ESRS 2「全般的開示」で規定されている必須の開示項目を除き、事業者は、マテリアリティの評価によって、必要な開示項目を選定します。この際、サステナビリティに関する事項が、インパクトマテリアリティ(企業が環境・社会に与える影響)と、財務マテリアリティ(環境・社会が企業に与える影響)のいずれか一方、又は双方を満たす場合にマテリアルと判断されます。

気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)や国際サステナビリティ基準委員会(ISSB)の開示基準はシングルマテリアリティ(環境・社会が企業に与える影響に注視)を採用しており、CSRDとの大きな相違になっていると言えます。

3.3 (特徴その3) バリューチェーンに関する報告

サステナビリティ報告書の報告企業は、関連する財務諸表と同一とする必要があります。例えば、連結財務諸表を作成する場合、サステナビリティ報告書の対象範囲は、原則として親会社とその子会社となります^{※6}。ただし、企業は必要と判断される場合、サステナビリティ開示に、取引関係やサプライチェーンを含む、バリューチェーン^{※7}に関する重要な影響、リスク、機会に関する情報を含めることが求められます^{※8}。この必要性は、上述のマテリアリティによって判断されます。

企業が合理的な努力をしてもバリューチェーンに関する情報を入手することができない場合、業種別平均値など、合理的で裏付けのある情報を用いて、報告すべき情報を推定しなければなりません。一例として、バリューチェーンのGHGスコープ3排出量を計算する場合等については、代替するデータによって報告要件を満たすことができるとされています。

3.4 (特徴その4) 第三者保証が要求される

サステナビリティ報告書には、第三者による保証が要求されます。当初は限定的保証(レビュー)からスタートし、のちに合理的保証(監査)が求められる予定です。よって、監査法人によるレビュー(監査)の最終段階でひっくり返されることのないよう、プロジェクトの初期段階から保証を行う監査法人等と調整を行うことが必要です。

なお、サステナビリティ情報は年次決算書に添付されるマネジメントレポートに記載されるため、その保証も、財務諸表監査を実施する法定監査人により実施されることが効率的であると考えられます。ただし、EU加盟国は、今後成立する各国の国内法により、法定監査人等とは異なる監査法人やそれ以外の独立保証人にも保証提供者の範囲を拡大することが認められています。

※6 報告事業者が連結財務諸表を作成する必要がない場合や、欧州のCSRD適用対象企業のみを含めた連結サステナビリティ報告書を作成している場合(本稿4.3参照)を除く。

※7 事業者のビジネスモデル及び事業を取り巻く外部環境に関連するあらゆる活動、資源、関係。バリューチェーンは、事業者がその製品またはサービスを構想から納品、消費、廃棄に至るまでに利用し、依存する活動、資源、関係を包含する。なお、ESRSに基づく開示の当初3年間は、必要な情報の一部が入手できない場合、事業者は、バリューチェーン情報を入手するために行った努力、入手できなかった理由、そのような情報を入手するための今後の計画を説明することでバリューチェーンに関する開示を省略することができる。

※8 持分法適用の関連会社が企業のバリューチェーンの一部である場合、企業は、当該関連会社に関する情報を含める必要がある。

4. 多国籍に展開する日系企業グループにおいて、想定される開示パターン

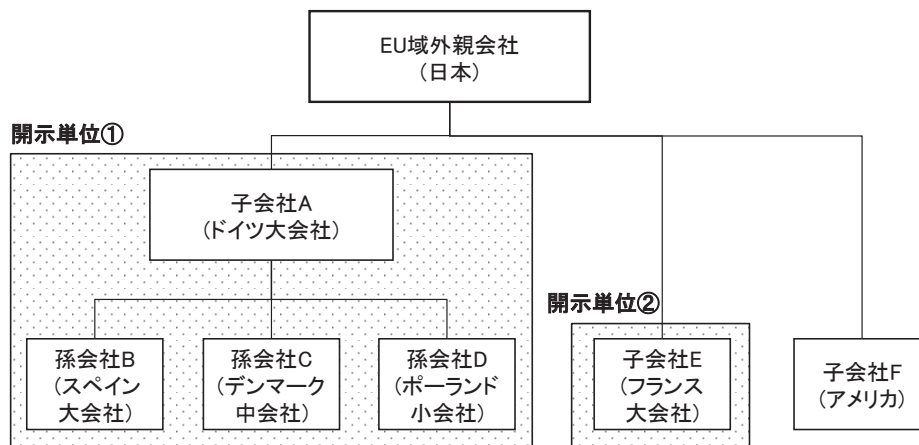
4.1 大企業である子会社(グループ)単位で開示を行う場合(図表3)

欧州に複数の子会社を有する日系企業グループがCSRDの対応を行う場合、複数の対応パターンが考えられます。

1つ目が、原則どおり大企業となる子会社単体、または子会社のサブ連結グループ単位で開示を行う方法

です。この場合にはEU域内のサステナビリティ情報のみにフォーカスして対応を行うことができるため、最も効率的なやり方だと言えるでしょう。

ただし、一般に日系企業の現地法人の場合、人員が限られており、CSRDのようなコンプライアンス対応に十分なリソースを割けないケースが多くあると思われます。開示は欧州子会社単位でなされますが、日本の本社からの十分なバックアップも必要になるでしょう。



- ・子会社A: 単体及び連結ベースで開示要件に該当するため、サブ連結ベースでサステナビリティ報告書を作成
- ・孫会社B: 単体で開示要件に該当するが、連結サステナビリティ報告書に含まれるため単体での開示は不要
- ・孫会社C及びD: 単体では開示要件に該当しないが、連結サステナビリティ報告書に含まれる
- ・子会社E: 開示要件に該当するため、個別にサステナビリティ報告書を作成

図表3 大企業である子会社(グループ)単位で開示を行う場合

4.2 日本の親会社の連結ベースで開示を行う場合(図表 4)

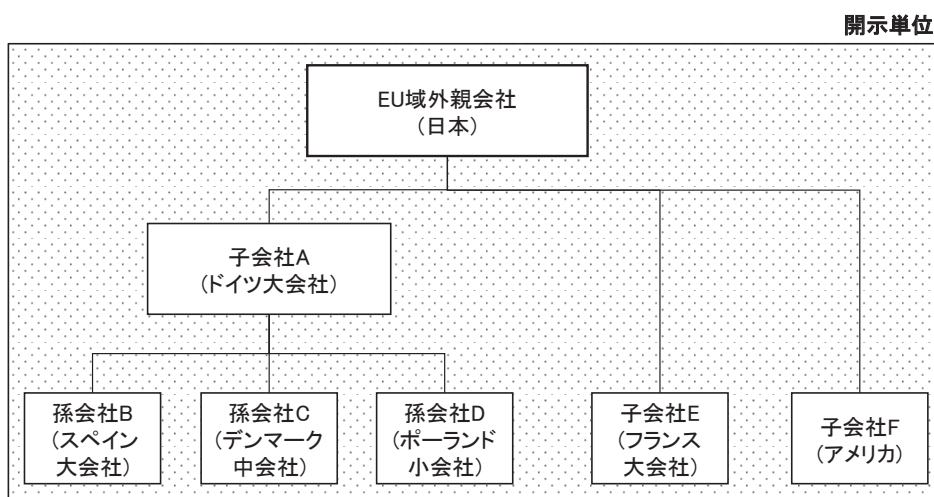
EU域外に所在する親会社が、欧州委員会によってCSRDやESRSと同等であると評価されたサステナビリティ開示基準に準拠して、EU所在の子会社(グループ)を含めた連結サステナビリティ情報を開示している場合、EU所在の子会社(グループ)はCSRDの開示義務を免除されます。従って、欧州内で150億ユーロ以上の売上があり、2028年度からのEU域外適用の対象となっている日本企業グループの場合、予め2025年度から日本の親会社の連結ベースで開示を行うことも選択肢の1つとなるでしょう。

ただし、欧州のみならず全世界に展開する日系企業の場合、米州やアジアの子会社についてもCSRDベースのサステナビリティ情報を収集することは相応のコスト要因となります。各企業の規模や、現在開発中の日本のサステナビリティ基準の動向(CSRDを全世界で適用した場合、そのノウハウを日本基準の対応にも活用できるか)等を踏まえて判断することになると思われま

4.3 欧州子会社のみを含めたサステナビリティ報告書を作成する場合(経過措置)(図表 5)

2030年1月6日までの経過措置として、EU域内にCSRDの適用対象となる子会社(及びグループ)があり、かつその親会社がEU域外に所在する企業である場合、EU域内のCSRDの適用対象子会社(及びグループ)のみを含めた連結サステナビリティ報告書を作成することができます^{※9}。この場合、日本等の第三国所在企業の情報をサステナビリティ報告書に含める必要がないため、EU域内に複数の大企業があり、かつそれらの大企業を日本親会社が直接保有しているような企業グループの場合には、選択肢になり得ると考えられます。

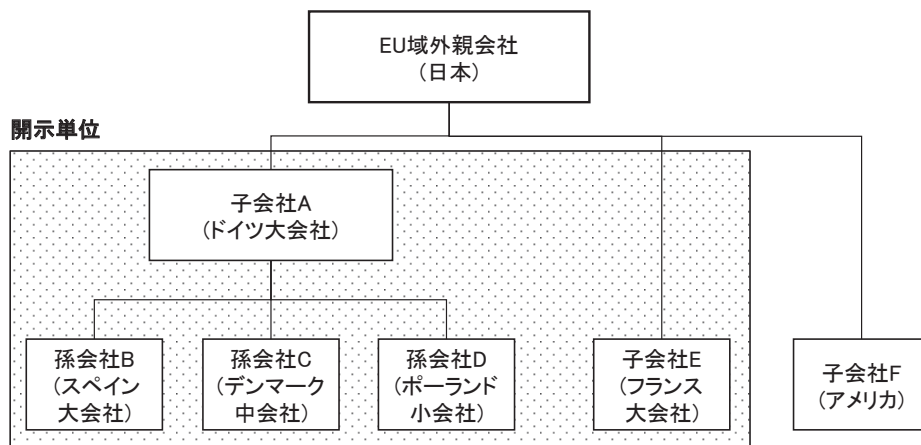
この経過措置適用の際の問題点としては、CSRDの適用対象となる会社に共通の親会社がないため、欧州での取りまとめ役がない、または、最も売上の大きい子会社が取りまとめる場合でも、資本関係がないため、他の子会社の協力が得られないケースがあるかもしれません。この方法を採用する場合には、日本の親会社の指導が特に必要になると思います。



・全ての子会社・孫会社: 自社のCSRD適用要否に関わらず、日本連結ベースでのサステナビリティ情報に含めて開示

図表 4 大企業である子会社(グループ)単位で開示を行う場合

※9 当該連結サステナビリティ報告書を作成する子会社は、過去5会計年度のうち少なくとも1会計年度においてEUで最大の売上高を上げた子会社でなければならない。



・資本関係に関わらず、EU域内のCSRD適用会社のみを含めたサステナビリティ情報を開示

図表 5 欧州子会社のみを含めたサステナビリティ報告書を作成する場合(経過措置)

おわりに

欧州では今後も CSRD の EU 加盟国内での法制化のほか、セクター別や EU 域外企業向けの ESRs 基準、さらにはサステナビリティ情報の保証基準など、サステナビリティ情報開示に関するルールの策定が続きます。欧州に拠点を有する日本企業においては、日本国内での動向も踏まえながら、対応を検討していく必要があります。

【著者紹介】

井上 広志 (いのうえ ひろし)

公認会計士 2007年に太陽有限責任監査法人に入所し、多数の上場企業の会計監査を担当。2022年よりグループの Grant Thornton AG(ドイツ)に出向し、ドイツ及び周辺国に進出している日系企業を対象に、各種会計税務業務に関するサポートのほか、欧州 CSRD の導入支援を行っている。

2018年～2020年

日本公認会計士協会 IFRS 監査対応専門委員会
専門委員

E-mail: hiroshi.inoue@de.gt.com

URL: <https://www.grantthornton.de/>